特定非営利活動法人（NPO法人）設立提起

1. **話の前提**
2. 反失業連絡会の経緯―要求団体から要求且つ実施団体へ

　釜ヶ崎反失業連絡会は、釜ヶ崎日雇労働者の、そして、野宿を余儀なくされている労働者の、就労保障、寝場所、食の保障を行政に要求し続けてきた。

　要求行動は、デモ、議会誓願、野営闘争、国への要望書提出、国会ロビー活動と積み重ねられてきた。

　部分的成果もあった。職の確保の萌芽としての清掃事業、寝場所確保としてのセンター夜間開放、大テント、臨時生活ケアセンター開設である。

　もちろん、それらを通じて食の面で支え続けてきた「勝ち取る会」の炊き出し、本田さんを中心とした資金確保の役割、そして多くの仲間の参加は大きく評価されなければならない。

　それらの経緯を踏まえて今後を展望すればどのようになるであろうか。

　要求行動をとって見れば、これまでも部分的成果の維持・拡大とのからみから、飛び抜けて突飛な行動は抑制されており、今後もそうせざるをえないであろうと考えられる。

　部分的成果についていえば、野宿を余儀なくされている仲間の役に少しはたっている、という若干の自負と満足はあるが、実施形態からいえば、行政のボランティアであり、自彊館の手元である。しかし、実施現場を反失連が握っていることで、清掃指導員や野営メンバーを「外部ボランティア」に依存することなく、「仲間内」でまかなえている「強み」もある。

　資金は多ければ多いほどできることも多くなるので、入ってくるパイプの本数を増やすことが模索されなければならない。

②「ホームレス問題連絡会議」の「当面の対応策」と反失連

　「当面の対応策」は、国の責任負担と「自立支援事業」のあらましを明らかにした点は評価できるが、国と自治体の事業費負担割合や具体的対象事業（特に出口について）が不明確であり、具体的事業立案実施をゆだねられた形となった自治体に、とまどいがあるようである。

　反失業連絡会としては、当然、「自立支援事業」の可能な限り最大規模での早期実施を大阪市に迫っていくことになるが、これまでの経緯からすれば、交渉の過程で出される具体的事業への協力要請があれば、これまでと同様に仲間の利益を守るために、受けざるをえないであろう。

　そのさい、組織形態が現状のままであれば、実施形態は、現状の行政のボランティアであり、自彊館の手元に留まると予測される。また、自彊館が宿泊や食の提供については受け入れても、職の提供事業の拡大実施に踏み込むのを躊躇した場合、受け皿がなく、肝心の「出口」で「自立支援事業」が頓挫することも考えられる。

③特定非営利活動法人（NPO法人）とは

　特定非営利活動法人（NPO法人）とは、１９９８年３月に制定された「特定非営利活動促進法」に基づいて設立されるもので、法人格を取得することで、契約などの法律行為の主体となり、法人名義での資産の保有などができるようになる。同時に、運営や会計について公開が求められる。

　最近の新聞報道によれば、雇用対策の受け皿、行政の業務委託先などとして、NPOの活用が政府で検討されているようである。

④要求活動団体と実施団体の分離

　５月３１日名古屋での会議のおりに、東京の中村さんが個人的にいった。「NPOでもこしらえて、行政と一緒にやる部分を分離してくれたらわかりやすくなると思うんだけどなぁ」と。話はいうほど簡単なことではない。要求活動と実施を完全に分離すれば、実施の部分が「恩恵」的なものと受け取られやすくなる。

　現状の、実施現場を反失連が受け持っていることの利点と法人格をえることの利点が共に追求できる体制が望ましい。要求活動段階での精神を実施団体が見失うことは好ましいことではない。

　反失連のNPO法人への発展解消ではなく、人的面では共通、会計は要求活動（反失連）と実施活動（NPO）の分離、という方法が考えられる。

1. **NPO法人の具体的イメージ**

Ⅰ　設立趣旨書

特定非営利活動法人　釜ヶ崎支援機構（仮称・略称はNPO釜ヶ崎？）

設立代表者　本田哲郎

　近年、全国各地において野宿生活者が増大し、それに対応して支援活動も各地でおこなわれている。大阪においても、もっとも野宿生活者の密度が高い釜ヶ崎（あいりん地区）を中心に、食の提供や寝場所の提供、医療相談などが民間ボランティアによっておこなわれている。

　本年に入り、国においても対策の取り組みが検討され、「ホームレス問題連絡会議」において「ホームレス問題に対する当面の対応策」がまとめられて、各自治体において「自立支援事業」が実施される運びとなった。

　「ホームレス問題に対する当面の対応策」には、『ホームレスの自立に向けた一定の取り組みをおこなう社会福祉法人、民間ボランティア団体などの積極的な協力を得ると共に、必要な支援をおこなう』と明記されており、これまで活動を続けてきた団体の協力が要請されている。

　この状況に鑑み、民間ボランティア団体などにおいても、責任体制の明確化、継続性確保がこれまで以上に社会的に問われる段階にあるとの認識が高まり、NPO法人の設立を検討するにいたったものである。

　設立経緯に明らかなように、設立目的は、野宿生活者の社会的処遇の改善であり、「自立援助」である。また、野宿状態に至る手前での「予防活動」である。

　従って、行う事業は、食の提供や寝場所の提供、医療・生活相談、そして、「自立」の基礎的条件である「職＝就労機会の提供」である。

　また、各団体間相互や行政機関との連絡調整をおこなうほか、「自立支援」のために必要な、調査・研究・広報・啓発活動をおこなう。

　なお、釜ヶ崎における野宿生活者の密集と地域事情は無関係であり得ないことから、地域住民（野宿生活者も含む）と一体となった「街づくり」の模索、討論の提起、計画の策定などにも努める。

　以上の活動を支える募金活動ほか関連する必要な事業を行うものである。

Ⅱ　定款に定める目的と活動・事業

　（目的）

第３条　この法人は、野宿生活者と野宿に至るおそれのある人々の社会的処遇改善に関する事業を行うことにより、もって社会福祉の向上を図ることを目的とする。

　（活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第２条別表の下記の活動を行う。

　１　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

　２　社会教育の推進を図る活動

　３　まちづくりの推進を図る活動

　４　文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

　５　環境の保全を図る活動

　６　災害救援活動

　７　地域安全活動

　８　人権の擁護又は平和の推進を図る活動

　９　国際協力の活動

　１０　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

　１１　子どもの健全育成を図る活動

　１２　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

　（事業の種類）

第５条　この法人は、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

　(1)　特定非営利活動に係る事業

　　　①野宿生活者への食の提供事業

　　　②野宿生活者への宿所提供事業

　　　③野宿生活者と野宿に至るおそれのある人々の相談事業

　　　④野宿生活者と野宿に至るおそれのある人々の実情把握のための調査研究事業

　　　⑤野宿生活者と野宿に至るおそれのある人々の社会的処遇改善に資する広報・啓発事業

　　　⑥野宿生活者と野宿に至るおそれのある人々の社会的処遇改善活動に対する援助事業

　　　⑦野宿生活者と野宿に至るおそれのある人々が必要とする就労機会提供事業

　　　⑧野宿生活者と野宿に至るおそれのある人々が必要とする衣食住・健康に関わる一切の物品・サービスの廉価提供事業

　　　⑨寄付を募る事業

　　　⑩定款に定める目的並びに定款４条各号の活動及び本条２項各号に係る事業を達成するために必要な一切の事業

２　収益事業から生じた収益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

Ⅲ　人事他

理事は最低３名が必要。理事長　本田哲郎　副理事長　山田実　後一名はできれば西成支部から出していただく。（理事は株式会社でいえば取締役、理事長は代表取締役）

監事は最低１名が必要（未定）。以上が役員である。（住民票が必要）

事務局長　松繁逸夫（仮）。当面専従はおかない。

事務所は本田宅あるいはふるさとの家または？？？？

Ⅳ　正会員

　入会金１万円と年会費１万円を納めるものは誰でも正会員となることができ、総会の構成員となり、議決権を持つ。（設立時に最低１０名の正会員が必要）

　別に賛助会員を設け、入会金５千円、年会費５千円とする。

Ⅴ　解散・清算後の残余財産の帰属

　解散・清算後の残余財産は大阪市に帰属するものとする。

1. **書類上で示されるNPO法人の具体的イメージ**

**a. 初年度事業計画書**

Ⅰ　事業の実施方針

　NPO法人立ち上げに伴う活動体制の確立と従来からなされている活動との調整をおこない、野宿生活者の支援体制をより強固なものとする事に努めるほか、広報活動に取り組み、野宿生活者への「世間」の認識を高める事に努める。

Ⅱ　事業の実施に関する事項

１　特定非営利活動に関わる事業

（１）野宿生活者への宿所提供事業

　設立確定時から年度末まで、西成区萩之茶屋３丁目愛隣総合センター並びに西成区萩之茶屋一丁目大阪市有地に設営の大テントにおいて、野宿生活者約１２００名に対し、簡易な寝場所を提供する。

　その際、野宿生活者の中から宿所の維持管理に固定ボランティアとして参加するものについては、三食・風呂代・タバコを援助する。

（２）野宿生活者への食の提供事業

　設立確定時から年度末まで、西成区萩之茶屋３丁目通称三角公園における野宿生活者約２千人に対する炊き出し費用を援助する。

（３）野宿生活者と野宿に至るおそれのある人々の社会的処遇改善に資する広報・啓発事業

　設立確定時から年度末まで、インターネット上にホームページを立ち上げ、釜ヶ崎における関係ボランティア団体の活動を広く知らせる。また、野宿生活者の置かれている状況について伝える。

（４）野宿生活者と野宿に至るおそれのある人々の社会的処遇改善活動に対する援助事業

　１９９９年１２月２５日から２０００年１月１０日の間、「第３０回釜ヶ崎越冬闘争実行委員会」が実施する医療パトロール、医療相談、炊き出しなどの活動を援助する。

（５）寄付を募る事業

　設立確定時から年度末まで、適時機会ある毎におこなう。

**b.翌年度事業計画書**

Ⅰ　事業の実施方針

　大阪市が実施する野宿生活者「自立支援事業」との調整をおこない、野宿生活者の支援体制をより強固なものとする事に努めるほか、広報活動に取り組み、野宿生活者への「世間」の認識を高める事に努める。

Ⅱ　事業の実施に関する事項

１　　特定非営利活動に関わる事業

（１）野宿生活者への宿所提供事業

　年度始めから年度末まで、西成区萩之茶屋３丁目愛隣総合センター並びに西成区萩之茶屋一丁目大阪市有地に設営の大テントにおいて、野宿生活者約１２００名に対し、簡易な寝場所を提供する。

　その際、野宿生活者の中から宿所の維持管理に固定ボランティアとして参加するものについては、三食・風呂代・タバコを援助する。

（２）野宿生活者への食の提供事業

　年度始めから年度末まで、西成区萩之茶屋３丁目通称三角公園における野宿生活者約２千人に対する炊き出し費用を援助する。

（３）野宿生活者と野宿に至るおそれのある人々の社会的処遇改善に資する広報・啓発事業

　年度始めから年度末まで、インターネット上にホームページにおいて、釜ヶ崎における関係ボランティア団体の活動を広く知らせる。また、野宿生活者の置かれている状況について伝える。

（４）野宿生活者と野宿に至るおそれのある人々の社会的処遇改善活動に対する援助事業

　２０００年８月１３日から２０００年８月１５日の間、「第３０回釜ヶ崎夏祭り実行委員会」が実施する釜ヶ崎日雇労働者・野宿生活者と野宿に至るおそれのある人々を対象とする盆踊り、夜店などの活動を援助する。

（５）寄付を募る事業

　年度始めから年度末まで、適時機会ある毎におこなう。

（６）定款に定める目的並びに定款４条各号の活動及び本条２項各号に係る事業を達成するために必要な一切の事業

　大阪市が実施する野宿生活者「自立支援事業」の進捗具合と調整して、適時対応する。